

東欧労働者の流入とその影響 - E U拡大後のイギリス労働市場 -

かみばやし ち え こ
上林 千恵子

法政大学社会学部・教授

2004年以降の東欧労働者の流入

イギリス労働市場のグローバル化は、E U拡大によってもたらされたところが大きい。E Uはその条約によって加盟国域内の人の移動の自由を保障しているから、加盟国が増えれば増えるほど、自由に移動する人の出身国も移動する範囲も拡大する。移動の原則は、移動先国での就労に際して内国人と同等の労働条件が保障されるだけでなく、特段の就労ビザを必要としないことが原則となっている。



自動車のトランクを点検するイギリス入国審査官
出典：BBCニュース電子版

しかし2004年5月にE Uが拡大した際には、新規加盟国がチェコ、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、ポーランド、スロバキア、スロベニア（以上はA 8国とよばれている）の8ヶ国とキプロス、マルタの2ヶ国の計10ヶ国にものぼった。加盟地域が急速に拡大したので、旧E U加盟国は自国の労働市場への影響、すなわち新規加盟国からの大量の低賃金労働者が流入することを懸念し、受入れ人数に制限を設けた。この中で、イギリスはヨーロッパの西端にあり、東ヨーロッパから地理的に離れていることを前提に、東欧労働者、いわゆるA 8国からの受入れには制限を付さず、わずか労働者登録制度（WRS：Worker Registration Scheme）を実施しただけであった。

この結果が近年の東欧労働者の大量の流入となっている。こうした東欧労働者は特段の就労ビザを必要としないために、その人数を把握するには、労働者登録制度の人数か、あるいは国民保険番号申請者数をチェックする以外、確たる方法がない。国民保険番号は、イギリスで正式に就労し、各種給付を受給するために必要とされる番号であり、労働力調査がサンプル調査であることと比較すれば、より正確なデータではある。しかしここには就労可能年齢に達しない子どもや就労しない

家族は含まれず、当然のことながら不法就労者は含まれない。こうした前提で国民保険番号の給付数を見ると、外国人労働者は2004年度43.9万人、2005年度66.2万人、2006年度71.3万人である。EU拡大前の2002年から2006年の間に累積でおよそ250万人が流入した。この250万人の外国人労働者のうちには、既に帰国した人も含まれるので、この人数全員がイギリスで就労しているとは限らないが、それにしても大量の人数であることに間違いはない。

国別内訳を見ると、2006年度の71万人のうち、ポーランド出身者が最大で222,000人、ついでインドの49,000人、スロバキア28,000人、パキスタン、オーストラリア、リトアニアがそれぞれ25,000人前後である。イギリスでは戦後の労働力不足時代にポーランドから労働力を受入れた経緯があるので、今回のEU拡大ではポーランドからの移民が圧倒的に多い。ポーランドはカソリック教国なので、イギリスでは英国国教会と比較して数が少ないカソリック教会は、新規に流入したポーランド人のために日曜日のミサの回数を増やしたというニュースが報道されるような事情である。

こうして流入した移民の大半は、35歳以下の若年者であり、54%が男性であって、好景気が続いて人手不足であった労働市場に需給緩和をもたらした。2004年以降に移民が大量流入した結果として、労働力に占める外国人労働者（外国生まれの人）の比率は、1997年が7.4%であったのに対し、2006年の第4四半期では12.5%となった。既に8人に1人は外国人労働者であるということになる。

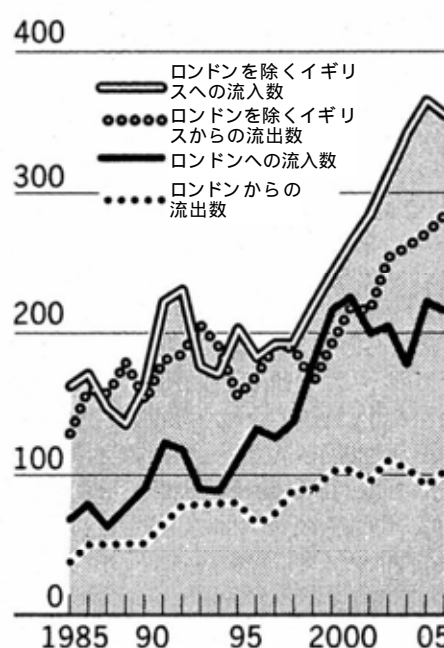
移民のロンドン集中

移民は、イギリスの中でも特にロンドンに集中している。移民の職業の特徴は、就労ビザが容易

に認められる職種であるファイナンス、ITなどの高度の専門職者と人手不足職種であるホテル、飲食店、オペレーターなどの作業を工場を担当する低熟練労働者に二極分化している点である。技能レベルからいうと高度技能および単純労働の双方の職が必要とされているのが、世界都市ロンドンである。シティーという世界の金融センターを抱える一方、世界有数の観光都市として数多くの旅行者をもてなすホテル、飲食店が林立している。この双方の業種でいまや移民抜きにはビジネスは成立しない。

1986年時点では、ロンドンの移民は人口の17.6%、およそ120万人にすぎなかったのが、2006年ではその人数はおよそ220万人、人口の30.5%を占めるに至った。1980年代初めまでは人口が減少していたロンドンだが、現在はこの移民の増加のために年間5万人ほど居住人口が増大している。第1図は、ロンドンとイギリス全土を比較して、移民の流入数と流出数を示したグラフである。

第1図 移民の流入数と流出数（1985 - 2005年）
（ロンドンを除くイギリス全体とロンドンとの比較）
（千）



資料出所：LSE (2007) 『ロンドン経済への近年の移民の影響』
引用：フィナンシャルタイムズ（アジア版）2007年10月1日

ここには、イギリス全体でも移民の流入が近年は顕著となっているが、そのうちロンドンへの流入が顕著に多いことが示されている。

ロンドン市当局の移民に関する見解は以下のようである。すなわち、こうした移民の流入によって、ロンドンの低技能職種の賃金が抑制されているものの、雇用全体を減らしているわけではないので、国際競争力の維持とロンドンの活気を維持するためにはこうした労働力は不可欠である、としている。

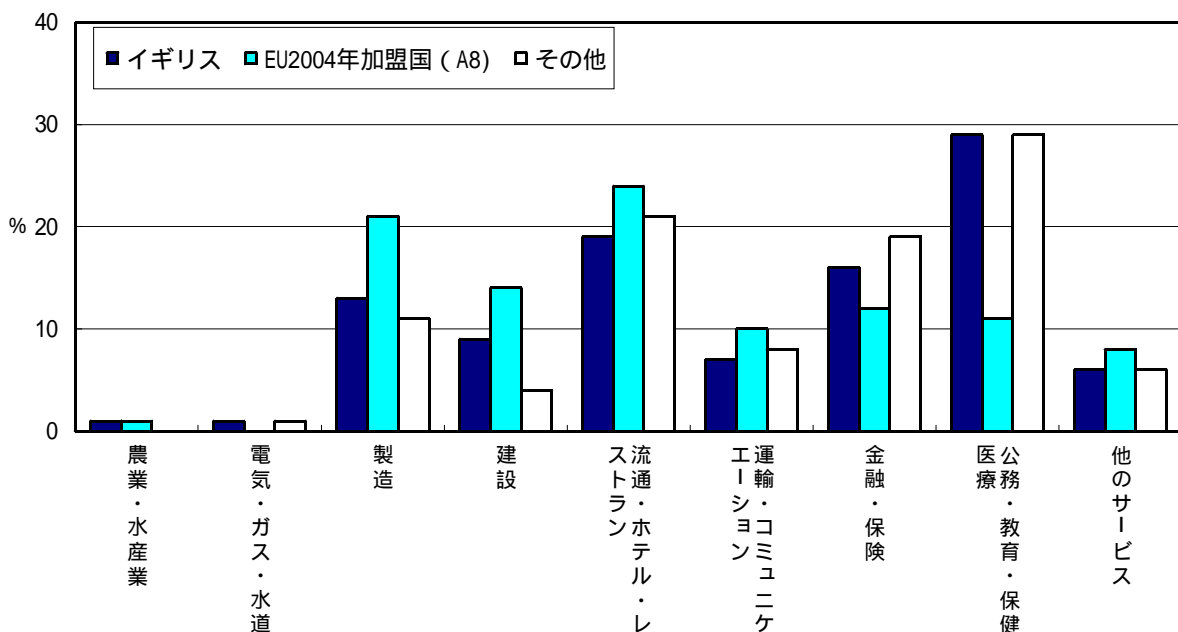
移民歓迎の政府与党

こうしたロンドン市の見解は、労働党政権の立場でもある。内務省は2007年10月に『移民の経済的・財政的影響』と題する報告書を発表して移民が財政的には負担ではなく貢献していること、高齢化に伴う労働力不足緩和に役立っていることを強調している。これは2001年に発表された、政府報

告書『移民：経済的社会的分析』と並ぶもので、「イギリス経済は移民を必要としている」という主旨は前回報告書と同様に変わりがない。

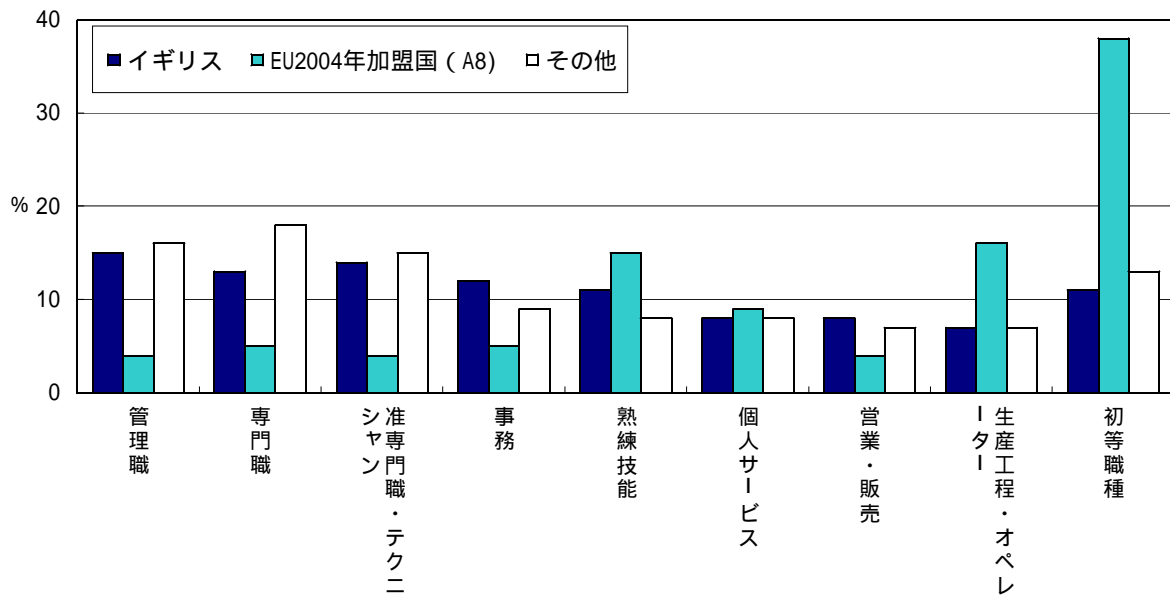
2007年報告書では、特にA 8国にあたる東欧移民の産業と職業についても分析している。その結果は、第2図、第3図に整理した。イギリス国民と比較して、A 8国からの移民は、製造業および流通・ホテル・レストラン業、建設業に就業している割合が高く、その他の国からの移民は公務・教育・保健医療業と流通・ホテル・レストラン業に就業している割合が高くなっている。NHS(国民保険サービス)における慢性的な看護師不足によって、大量の看護師を受入れている実情が反映している。また職種別に見ると、A 8国からの移民は圧倒的に初等職種(elementary occupation)として分類される単純労働に従事している割合が多く、38%に達する。若く働く意欲に燃えた移民といえども、英語力が不足しているために、こうした単純労働の低賃金職種への就労を余儀なくさせられていることが分かる。

第2図 出身国別にみた外国人労働者の就業産業



資料出所：英国労働力調査(LFS)「2006年度第4四半期調査」
 引 用：英国内務省(2007)『移民の経済的・財政的影響』pp.22

第3図 出身国別にみた外国人労働者の職業構造



資料出所：英国労働力調査 (L F S) 「2006年度第4 四半期調査」
 引 用：英国内務省 (2007) 『移民の経済的・財政的影響』 pp.22

しかしこの報告書では、こうした出身国による職業分離の存在を指摘するだけでなく、移民であっても居住年限がたつうちには、移民もイギリス経済で必要とされる技能を身につけたり、自分の技能を学びなおしたりして、イギリス人との差異が縮小する可能性も指摘している。

移民規制の要求と労働組合の立場

しかし、移民流入に関しては当然、否定する立場もある。野党の保守党は、EU拡大当初は人種差別主義者のレッテルを貼られることを恐れて移民政策についての明確な言明を避けていたが、近年は移民の数量規制を主張するようになった。労働党を率いる新首相ゴードン・ブラウンが「英国 (British) の仕事は英国人に」というスローガンを掲げたことを契機に、保守党はそのスローガンが人種差別的であるとし、さらに政府予想の年間19万人の移民流入予測は大きすぎると非難した

のである。

移民規制要求の背景には、雇用問題のみならず、感染症が拡大することの危惧もある。保守党は2005年の選挙の際、EU以外の国から来英した就業希望者は、結核とHIVに関する検査を義務付けるよう提案していたが、政権奪取に至らなかったためにこの提案は実行されなかった。またB型肝炎についても、罹患者が移民として来英するケースが増加したため、英国での感染者が過去6年間に倍増したという。とりわけ、罹患者率が高い東南アジアとアフリカからの移民に感染者が多く、また東欧からの移民も旧EU諸国と比較すれば感染者が多いという。その結果、現在では選択性にされている新生児へのB型肝炎予防接種を義務付けるかどうか検討中である。このように伝染病罹患者率が高い発展途上国から来英する移民への恐怖は、潜在的には低くはない。

伝染病以外の移民規制を求める根拠は、不法就労者の増大と人身売買の横行である。既にEU加盟国となった東欧諸国民に対して、彼らが流入し

ではイギリス労働者の賃金低下と失業をもたらすということは制度上、言えない。イギリスが加盟するEUそのものが、彼らの移動を認めているからだ。そこで、移民については、テロ対策および不法就労対策の手ぬるさを根拠にしてしか野党は政府を攻撃できないのである。

TUCを中心とする労働組合も基本的には移民流入に賛成している。英国政府は2007年にEU加盟を果たしたブルガリアとルーマニアからの移民に対して、2008年度も2007年度と同じく流入規制を継続した。その結果、両国からの労働者は業種別割当計画(SBS)によって、農業と食品加工の2業種で合計2万人のみ就労可能となっている。これは低熟練労働者の流入数を規制するためである。しかし、TUCは、「こうした規制はブルガリアとルーマニアからの労働者を偽装自営業者に追いやるだけであり、その結果として彼らが搾取の対象となり、低賃金や悪辣な労働条件下に置かれることになる」として規制撤廃を求めた。現在のブルガリアとルーマニアに対する規制では、自営業者は入国規制対象外となるという事実を立て、この規制がかえって移民の立場を弱め

るという主張をTUCは行なっているのだ。このTUCの立場は、2004年の新規EU加盟国が生まれた当時、東欧諸国からの受入れに対して何らの制限を設けないように主張した立場と相通じる。

労働組合の存立自体、今や移民あるいはその2世、3世なしには不可能となっている。2004年の労働組合組織率を見ると、イギリス全体では、28.8%、そのうち白人が29.0%、アジア系(インド、パキスタン、バングラデッシュ)が23.5%、黒人が32.5%である。個票を整理したブランチフラワーの調査によると、黒人という属性を持つの方が統計上有意に組合加入率は高い¹。彼ら移民あるいはその子孫である組合メンバーの勢力を殺ぐような移民規制に反対できないのだ。

労働組合も今や、エスニックなイギリス人、すなわち白人労働者だけの組織ではなくなったのであり、移民受入れについては常に賛否どちらかの立場を明らかにしていかなければならないのである。日本でも外国人労働者の受入れが日系人や技能研修生・実習生受入れとしてなし崩し的に進んでいる現在、外国人労働者への対応を長期的観点から考えていかねばならないだろう。



1. Blanchflower, D., 2007, "International Patterns of Union Membership", in *British Journal of Industrial Relations*, vol.45, no.1